

ほけんだより

令和3年度 第3号

令和3年6月28日 練馬区立大泉第六小学校 保健室

おおいすみだいろくしょうがっこう は しゅうかん 大泉第六小学校 歯みがき週間

☆期間 7月5日(月)～7月10日(土)

おおろくしょう まいとしなつやす まえ は しゅうかん もう
大六小では、毎年夏休み前に『歯みがき週間』を設けています。



この時期に子供たちが意識して『歯みがき』に取り組むことによって、生活リズムが崩れがちな夏休みも基本的な生活習慣を大切にして健康的に過ごしてほしいという願いがあります。

今年度は、「まん延防止等重点措置」実施期間であることから、4年生に実施していた歯科校医による歯みがき指導は実施いたしません。家庭での歯垢染色液を使用した歯みがきチェックを実施することにしました。

ご協力のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

☆1・2・3年生…歯みがきカレンダー (ご家庭での記入をお願いします)

1・2年生は、朝と夜の歯みがきをしたら色をぬります。
3年生は、自分で目標を決めてチャレンジしましょう。

☆4・5・6年生…歯みがきチェック (ご家庭でお願いします)

自分の歯みがきを振り返ってみましょう。



☆全学年…よい歯のバッチ配布

<配布基準>

- ・4月の歯科健診の結果、むし歯がなかった人
- ・治療を終えた人 (受診勧告書 (黄色の紙) を提出した人)

6月25日までに「受診勧告書」の提出があった人に配布します。

それ以降に治療が終わった人には、受診報告書が保健室に届き次第、お渡しいたします。



東京都は、7月11日までまん延防止等重点措置実施区域となっています。3月のほけんだよりにてお知らせいたしましたが、出席停止の取り扱いについて、お問い合わせを多くいただきましたので、再度掲載させていただきます。

[朝の検温・健康観察、3密を避ける、マスク着用、手洗い] に引き続きご協力よろしくお願いいたします。

出席停止等の取扱い 出席停止の措置を取るべき場合

- ① 児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ② 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるとき
- ③ 感染がまん延している地域（①特措法第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の対象となっている都道府県に相当する感染状況である地域 ②感染の拡大に注意を要する地域や、感染経路が不明な感染者が一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるとき、同居するご家族がPCR検査を受け結果が判明するまでにも、出席停止の措置を取る。



梅雨の時期ですが、晴れの日では気温が上がり、夏日になることもあります。熱中症になりやすいのも、暑さに慣れていないこの時期が多いです。梅雨が明けて、本格的な夏が来る前に暑さに慣れておきましょう。

学校生活ではマスク着用が基本ですが、

- ① 人との距離が十分にとれている場合
- ② (運動等により) 苦しくなった場合
- ③ 教師から指示をされた場合

にはマスクを外すよう指導をしています。

登下校時や、学校で授業を受けている場合でも、人との距離が十分にとれている場合や話をしない場合はマスクを着けなくても良いと文部科学省から通達がありました。ご家庭でも、マスク着用についてお子さんと話をしてください。マスクを外すかどうか小学生に判断をさせることは難しいとは思いますが、感染予防に気を付けながら健康・安全に学校生活を送れるよう学校・ご家庭でも指導をしています。

教室では、換気を行いながら冷房・扇風機を使用しています。お子さんの座席によっては、寒いと感じる場合があります。算数少人数指導や図工・音楽・図書などの教室以外での指導の時間もあります。お子さんが寒いと感じた場合に上に着ることができると、快適に過ごすことができます。

また、体育の時間の後には髪の毛が汗で濡れてしまうほどに汗をかきます。そのままの下着で過ごす体が冷えてしまいます。替えの下着の用意をお願いします。また、体育用の汗拭きタオル・ハンドタオルがあると汗をしっかりと拭くことができます。

<用意をお願いします>

- 教室で着る上着（長そで）
- 体育の後の着替えの下着
- 体育用の汗を拭くタオル・ハンドタオル
- 予備のマスク

すべてのものに記名をお願いします！

